

【下水道施設機械・電気設備工事編】第 1 章機械・電気設備工事一般事項	規定事項の追加	P. 1 章・1～2
現 行	改 訂	
<p><b>下-2-1-1-6 承諾図面</b></p> <p>1 承諾図面は、主要寸法、材質、数量等必要事項を記入した詳細図（外形図、構造断面図等）、据付図、電気結線図（各機器間の展開接続図等）、配管図、フローシート、基礎図、計算書、参考図及び説明書等、必要図面並びに機器の発注・製作仕様対比表を監督職員に提出する。</p> <p>2 承諾図面に訂正があれば、その部分を明示した訂正承諾図面を再提出する。</p>	<p><b>下-2-1-1-6 承諾図面</b></p> <p>1 承諾図面は、主要寸法、材質、数量等必要事項を記入した詳細図（外形図、構造断面図等）、据付図、電気結線図（各機器間の展開接続図等）、配管図、フローシート、基礎図、計算書、参考図及び説明書等、必要図面並びに機器の発注・製作仕様対比表を監督職員に提出する。</p> <p>2 承諾図面に訂正があれば、その部分を明示した訂正承諾図面を再提出する。</p> <p><u>3 承諾図面の承諾とは、発注者もしくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。</u></p> <p><u>4 受注者が据付けた工事目的物に推定困難な不都合箇所（性能・各種機能・構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、工事目的物の全部又は一部を受注者の責任において変更又は改修するものとする。</u></p> <p><u>5 承諾図面作成にあたり、工事目的物が公害の発生源とならないための公害防止、海岸等の塩害及び地震の対策を十分考慮しなければならない。</u></p> <p><u>6 承諾図面の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責または軽減されるものではない。</u></p>	

【下水道施設機械・電気設備工事編】第 1 章機械・電気設備工事一般事項 第 2 節共通工事一般事項	規定事項の追加	P. 1 章-3
現 行	改 訂	
<p>下-2-1-2-1 システム設計</p> <p>1 システム設計とは、設計図書に基づく確認・検討・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・機械設備・電気設備等）との取り扱い確認を経て、施設に合った最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的に据付けるまでに係る技術的な検討をいう。（システム仕様書、システム構成図、機器製作仕様書、フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管・配線図等の作成を含む。）</p> <p>2 受注者は、土木・建築等の構造物、機械設備並びに電気設備等、既設を含む施設の事前調査を行い、施設の状況並びに当該工事の設計意図を充分把握し、技術的検討事項をふまえ下水処理プラントとして最適なシステム設計を行う。</p>	<p>下-2-1-2-1 システム設計</p> <p>1 <u>受注者は自社でシステム設計を行わなければならない。</u></p> <p>2 システム設計とは、設計図書に基づく確認・検討・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・機械設備・電気設備等）との取り扱い確認を経て、施設に合った最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的に据付けるまでに係る技術的な検討をいう。（システム仕様書、システム構成図、機器製作仕様書、フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管・配線図等の作成を含む。）</p> <p><u>なお、このシステム設計には、耐震設計のための主要機器用の機械基礎又は鋼製機器架台、トラス構造等の鋼製架台類の強度計算を含むものとする。</u></p> <p>3 受注者は、土木・建築等の構造物、機械設備並びに電気設備等、既設を含む施設の事前調査を行い、施設の状況並びに当該工事の設計意図を充分把握し、技術的検討事項をふまえ下水処理プラントとして最適なシステム設計を行う。</p> <p>4 <u>受注者は、機器等の配置計画策定にあたり、号機の割付方法、機器類配置と操作盤スイッチ等の配列を合わせるなど、関連する他工事受注者と共通認識を持った上でシステム設計を行う。</u></p>	

【下水道施設機械・電気設備工事編】第 1 章機械・電気設備工事一般事項 第 3 節施工管理	規定事項の追加	P. 1 章・8
現 行	改 訂	
<p><b>下-2-1-3-1 一般事項</b></p> <p>工事の施工方法、使用材料、使用機器及び安全対策等については、設計図書及び工事施工計画書に基づいて、安全かつ効率的に工事を実施する。なお、事前調査又は施工中に、アスベスト、ダイオキシンその他有害物質棟が発見された場合は、直ちに作業を中断し、監督職員と対応について協議する。</p>	<p><b>下-2-1-3-1 一般事項</b></p> <p><u>1</u> 工事の施工方法、使用材料、使用機器及び安全対策等については、設計図書及び工事施工計画書に基づいて、安全かつ効率的に工事を実施する。なお、事前調査又は施工中に、アスベスト、ダイオキシンその他有害物質棟が発見された場合は、直ちに作業を中断し、監督職員と対応について協議する。</p> <p><u>2 受注者は、災害の発生が予想される場合に関し以下のことを実施しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 浸水等の発生が予想される工事現場では、梅雨、台風等の時期以前に災害発生等緊急時に必要な措置に対する準備を行い、監督職員にその内容を報告すること。</u></p> <p><u>(2) 工事箇所において震度 4 以上の地震が発生した場合、災害発生の有無を監督職員に報告すること。</u></p>	

【下水道施設機械・電気設備工事編】第 1 章機械・電気設備工事一般事項 第 3 節施工管理	規定事項の追加	P. 1 章・10～12
現 行	改 訂	
<p>下-2-1-3-8 機器類の据付</p>	<p>下-2-1-3-8 機器類の据付</p> <p style="text-align: center;">(以下の条項を追加)</p> <p><u>19 ステンレス製工作物の溶接箇所は後処理（内外面とも酸洗浄）を施す。</u></p> <p><u>20 機器等の据付にあたっては、現場据付状況並びに維持管理動線を考慮の上、機器類配置と操作盤スイッチ等の配列を合わせなければならない。</u></p>	

【下水道施設機械・電気設備工事編】第 3 章電気設備工事 第 1 節電気設備一般事項	規定事項の追加	P. 3 章-1~2
現 行	改 訂	
<p>下-2-3-1-5 配電盤類一般事項</p>	<p>下-2-3-1-5 配電盤類一般事項</p> <p style="text-align: center;">(以下の条項を追加)</p> <p><u>12 盤面器具（操作スイッチ、計器類、表示器類）は、配電盤類と操作対象機器等との現場据付状況並びに維持管理動線を充分考慮の上、誤操作しないように配置する。</u></p>	

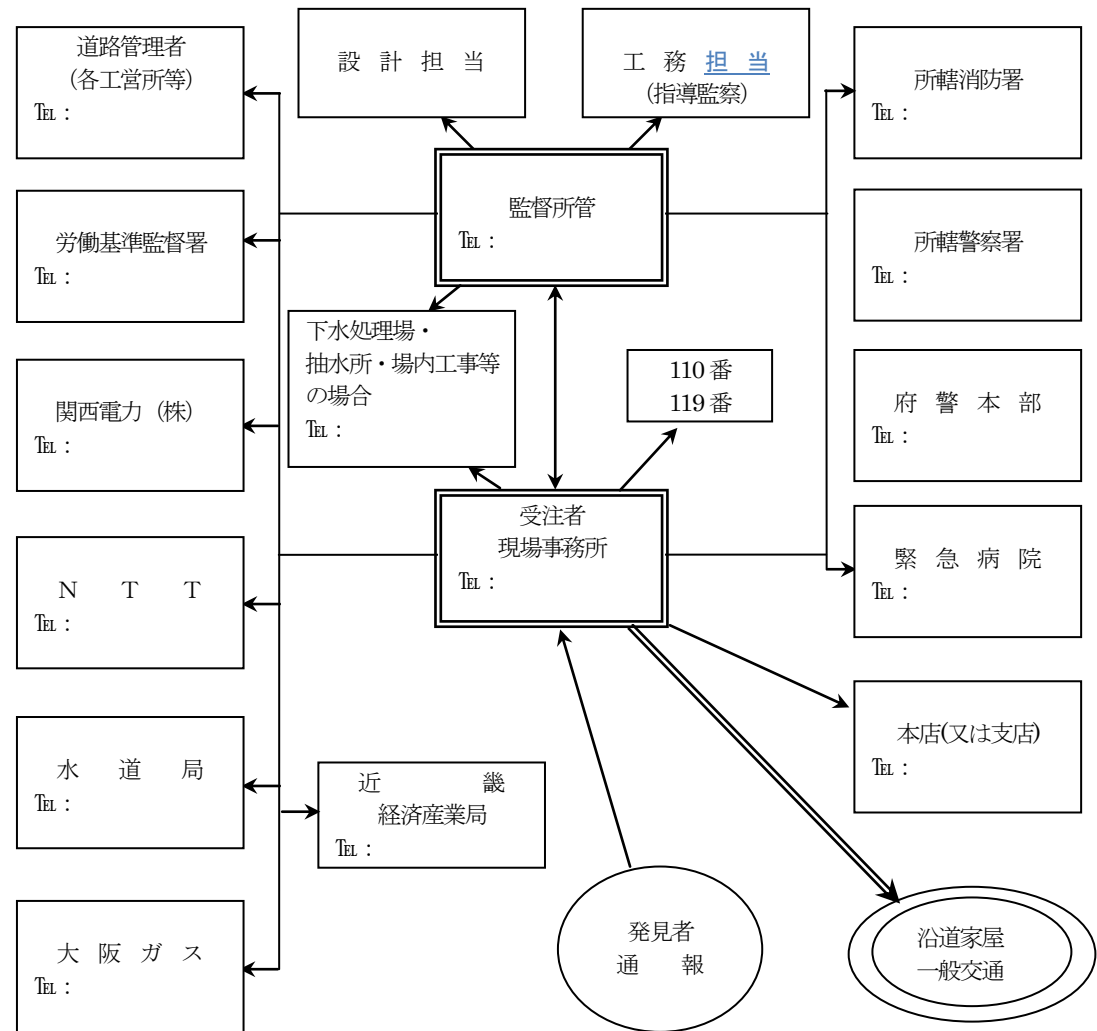
現 行

書式 - 1 1

緊急時連絡体制表

監督所管 連絡先

監督所管	緊急連絡用電話番号
東部下水道管理事務所	6969-0397
西部下水道管理事務所	4392-2004
南部下水道管理事務所	6686-9784
北部下水道管理事務所	6462-9119
下水道河川部	6613-7119



スピーカー等による広報及び  
保安用具による緊急規制

改 訂

書式 - 1 1

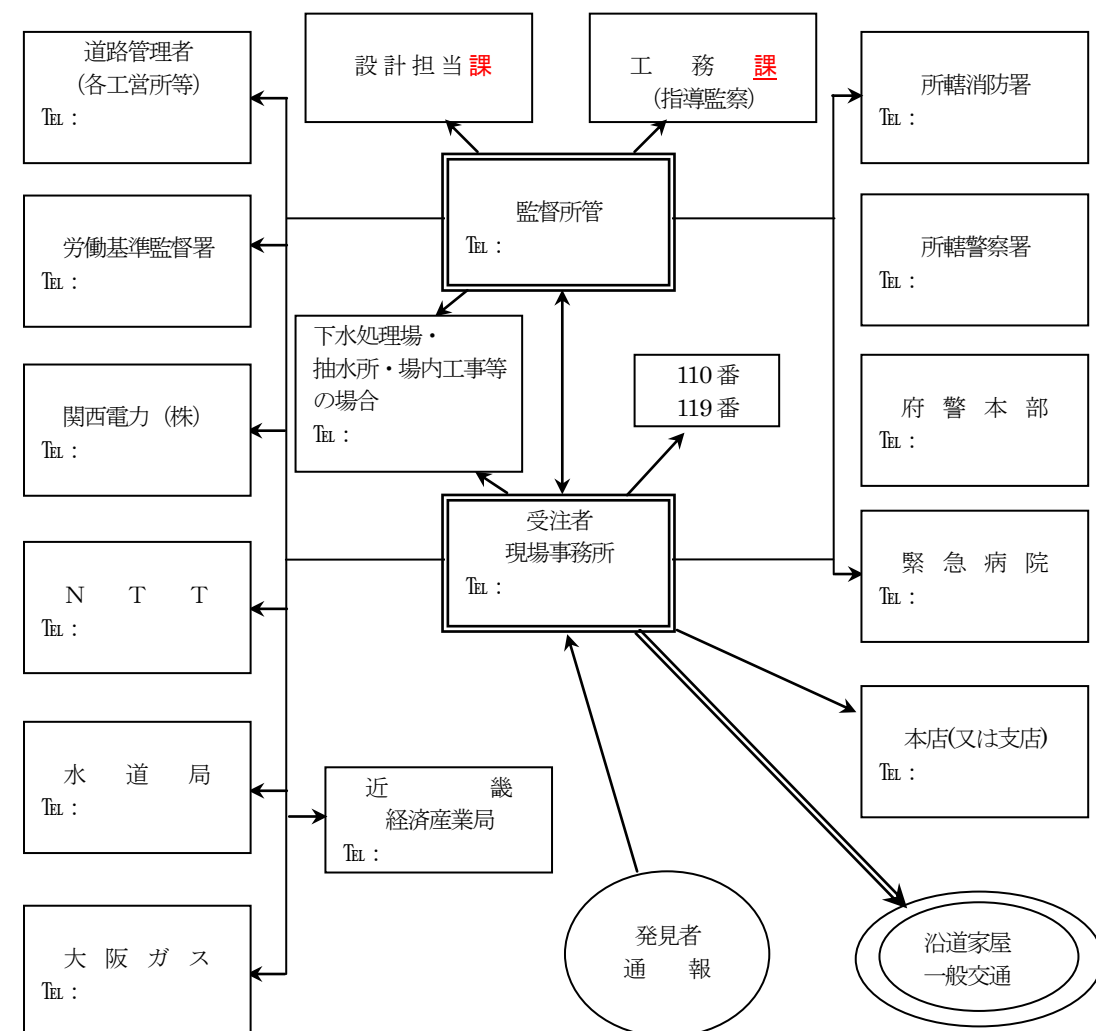
緊急時連絡体制表

監督所管 連絡先

監督職員の指示または必要に  
応じて連絡先を追加する

監督所管	緊急連絡用電話番号

監督職員の指示による



スピーカー等による広報及び  
保安用具による緊急規制

現 行

改 訂

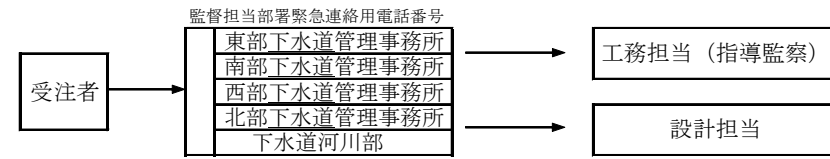
書式 - 1 2

書式 - 1 2

請負工事等緊急時連絡体制フロー

下水道請負工事等緊急時連絡体制フロー

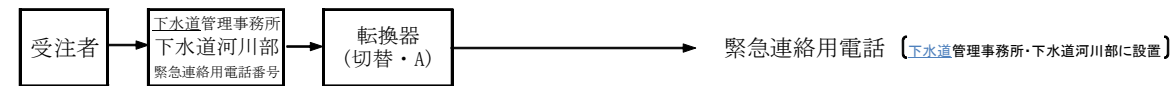
緊急時連絡フロー



管理担当、設備担当、下水道センター、下水処理場が監督の場合、各々の下水道管理事務所を緊急連絡担当部署とする。  
大規模管渠担当、処理場担当、下水道設備担当、下水道施設管理担当が監督の場合、下水道河川部を緊急連絡担当部署とする。

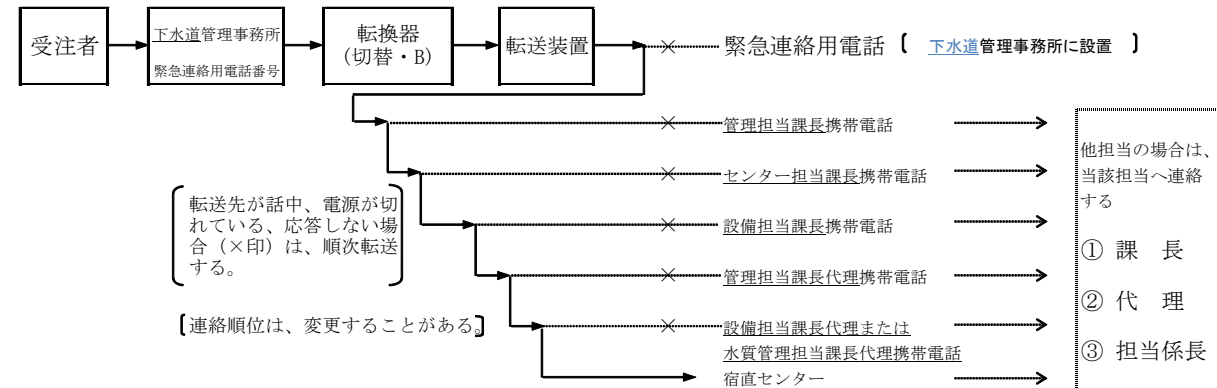
平日・昼間

☆下水道管理事務所・下水道河川部 連絡系統

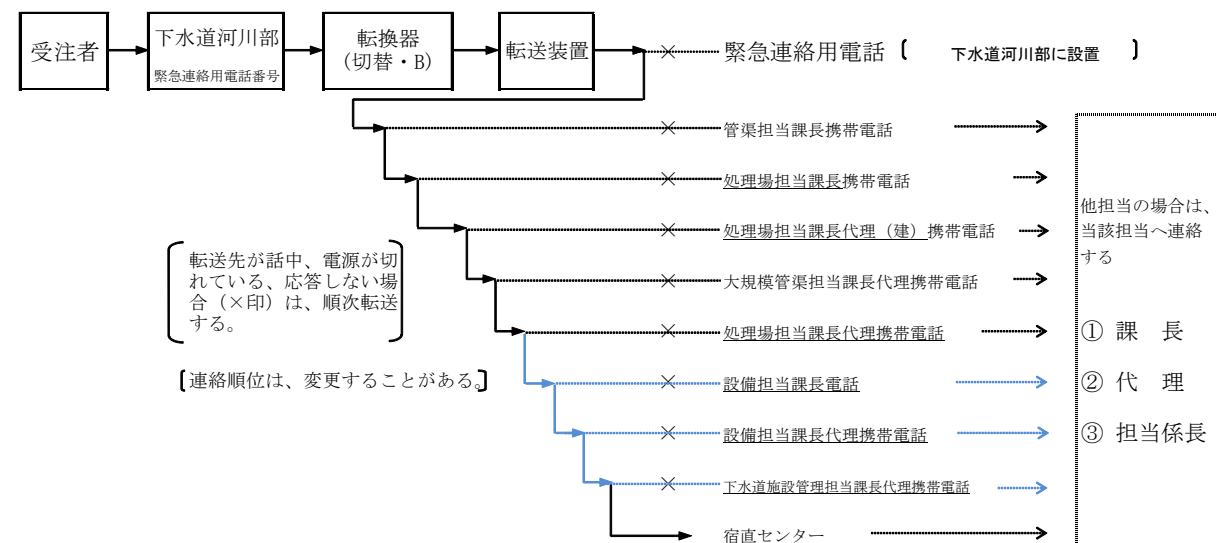


休日・夜間

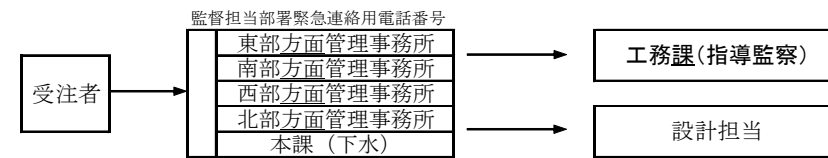
☆下水道管理事務所連絡系統



☆下水道河川部連絡系統



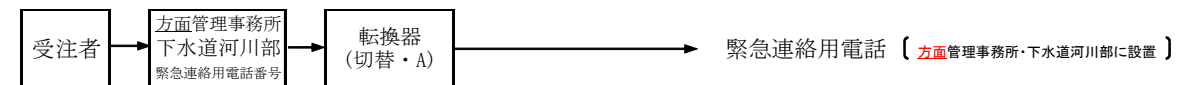
緊急時連絡フロー



方面管理事務所の管理課・設備課・工営所、下水処理場が監督の場合、各々の方面管理事務所を緊急連絡担当部署とする。  
下水道河川部 大規模管渠担当・下水道課、管理部 設備管理担当・事業所担当が監督の場合、下水道河川部を緊急連絡担当部署とする。

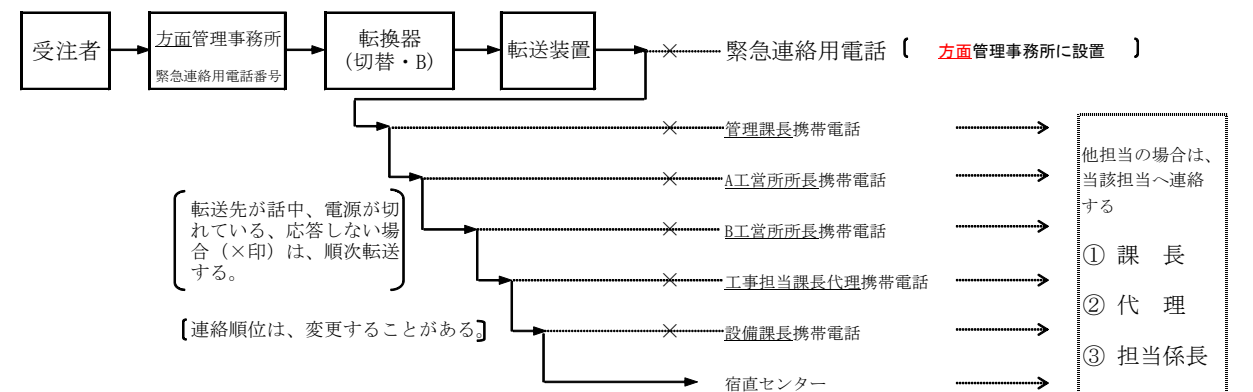
平日・昼間

☆方面管理事務所・下水道河川部 連絡系統

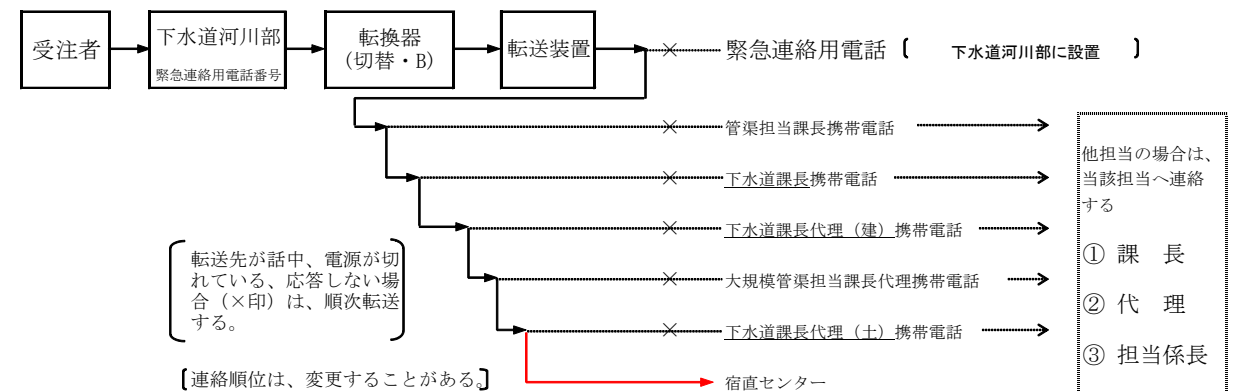


休日・夜間

☆方面管理事務所 連絡系統



☆下水道河川部 連絡系統



【下水道施設機械・電気設備工事編】添付資料 工事写真作成要領	規定事項の追加	P. 添-31
現 行	改 訂	
<p>2 写真の整理</p> <p>(11) 工事写真帳及びネガ帳の表紙、背表紙作成要領 (以下省略)</p>	<p>2 写真の整理</p> <p style="text-align: right;">(以下の条項を追加)</p> <p><u>(11) 工事写真はカラーとし、写真の大きさはサービスサイズ程度とする。</u></p> <p>(12) 工事写真帳及びネガ帳の表紙、背表紙作成要領 (以下省略)</p>	